

世界情勢の変化と日本における 米軍再編の理由

ジャーナリスト 前田 哲 男

1. 背景と構造

「米軍再編」と表される日米軍事協力の新展開は、アメリカが世界規模ですすめている軍隊変革=Force Transformationの一環で、そのアジア太平洋版にあたる。全体的な目的は、国防省報告「4年ごとの国防見直し=QDR」に示されるが、要約すれば、東西冷戦終結後あらわになった“テロとの戦い”すなわち「非国家主体・非対称の脅威」に対応できるよう、①軍をIT化しハイテク兵器を活用しつつ能力の高いひとつの戦闘体として機動的・柔軟に運用する「軍事における革命=Revolution in Military Affairs」の推進、および、それを新戦略に適合させるべく、②全世界に配置された米軍基地ネットを「再編・再統合=Realignment」していく意図だと理解できる。やや具体的にいえば、①イラク、アフガニスタンなど、アメリカが“不安定の弧”とよぶ中東～中央アジアに恒久基地を築き資源地帯を囲い込む。②旧東欧圏のチェコ、ポーランドに「ミサイル防衛基地」を設置し、EUとロシアを牽制する。③在韓米軍を抜本的に改編、米領グアム島に大基地を建設し米軍指揮のもと、韓国軍・自衛隊を一体とした運用をめざす。以上のような枠組みをもつ。

2. 在日米軍基地の再編

当然ながら、この動きは日米安保体制に大きな変容をもたらさずにおかない。「米軍再

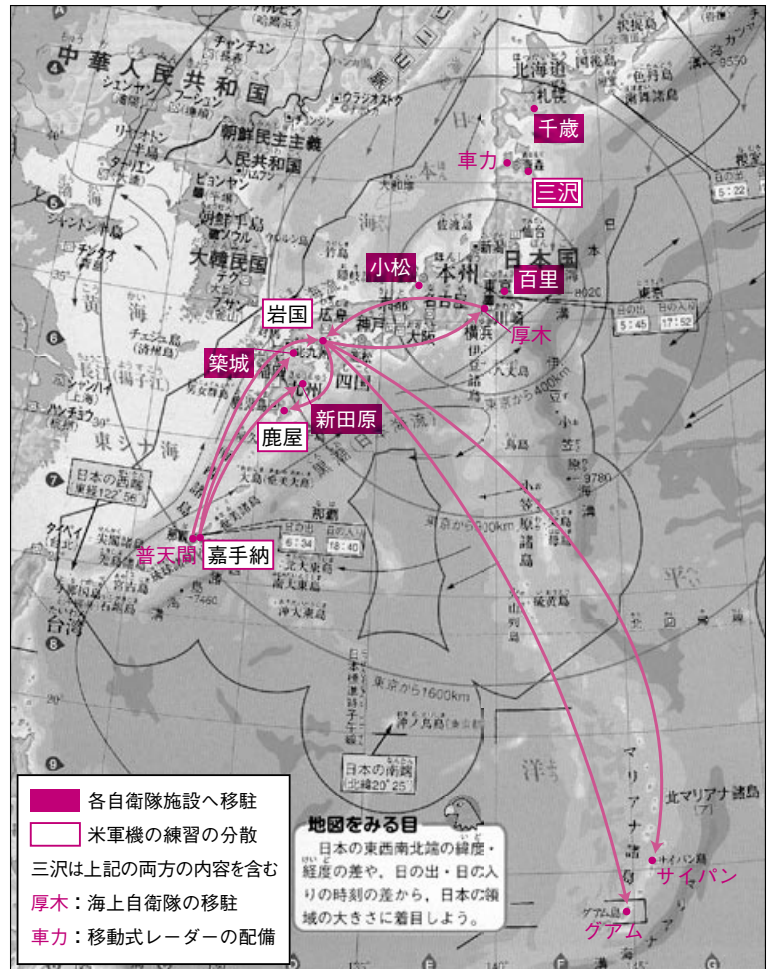
編」は日米安保条約の実質的な改定というべき変化と、あらたな国民負担をもちこんだ。

冷戦後、「ソ連の脅威」という共通目標をうしなした日米軍事協力は、「新ガイドライン」合意(1997年)を契機に「周辺事態への共同対処」に向かい、「周辺事態法」(99年)、「武力攻撃事態法」制定(2003年)へと進展、ついには「インド洋とイラクへの部隊派遣」(01、03年)にいたるが、同時にその流れは、世界的な「米軍再編」と重なりあう側面ももっていた。日米政府は05年から07年にかけて「日米同盟：未来のための変革と再編」「米軍再編：実施計画」、「同盟の変革：日米の安全保障及び防衛協力の進展」の3文書をかわし、2014年までに完了することを約束した。それが「在日米軍再編計画」といわれるものである。

どのような内容なのか。第1に、米軍の新規部隊がやってくる。今年8月以降、横須賀海軍基地(神奈川県)に原子力空母「ジョージ・ワシントン」が配備され常駐する。空母艦載機の待機・訓練基地として山口県の岩国基地が指名された。また座間米陸軍基地(神奈川県)には、陸軍数個師団を指揮する「第一軍団司令部」が米本土から移駐してくる。それは日本から在韓米軍を指揮する体制がつけられることを意味する。さらに沖縄(名護市辺野古沖)に海兵隊用の新たな航空基地が建設される。ジュゴンが住む名護湾の「美ら海」を埋め立て、V字型滑走路と港湾設備をもつ

大基地である（普天間基地の代替）。いま着工のための事前調査がすすめられている。ちかくの嘉手納空軍基地には07年、「ミサイル迎撃ミサイルPAC3」の部隊が展開した。

第2の問題に、米軍と自衛隊の「一体化」をもたらす「機能における再編」がある。横田空軍基地（東京都）に航空自衛隊の「航空総隊司令部」が移転、2010年、両者で「日米共同統合運用調整所」という共同司令部を開設する。座間基地には陸上自衛隊「中央即応集団司令部」がはいり「戦闘指揮訓練センター」を運用する。原子力空母がくる横須賀基地は、すでに海上自衛隊「自衛艦隊司令部」と共同使用基地なので、つまり「米軍再編」により、陸・海・空自衛隊の指揮機能が、首都圏の米軍基地内に吸収されることになる。



在日米軍基地の再編（ベース：中学校社会科地図 初訂版 p.151
米軍の再編：平成19年版防衛白書）

3. 経済的負担

以上に見られるとおり、「米軍再編」とは、①ハード＝新基地建設と既存基地の強化、②ソフト＝自衛隊と米軍の統合運用をとまなう一体化推進にはかならない。政府は再編実施に向けて「米軍基地再編促進法」(07年)を制定、受け入れ容認自治体に交付金を約束したが、名護、岩国、座間市などでは、受け入れ拒否の地元とするどい緊張関係が生じていた。

もうひとつ、③マネー＝経費負担がある。

国民にさらなる負担をのしいる点も見逃せない。再編に要する経費を政府は明らかにしていない。だが、米側交渉責任者は「日本側負担は約3兆円」と明言した（毎年の経費として、2007年度在日米軍駐留経費2173億円＜予算額＞）。すでに沖縄海兵隊8000人のグアム島移転経費7000億円が合意されている。しかし基地の大部分は依然残されるので、基地苦が目に見えて軽減されるわけではない。「米軍再編」は、いま、構想から実施段階に移行しつつある。その根底に「日米軍事一体化」と「戦争できる国への変質」という「憲法問題」が存在しているのはいうまでもない。